

奈良県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年八月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十四号

奈良県手数料条例の一部を改正する条例

奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の百十三の三の項中「総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第四十三条第八項」を「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十九条の二第八項」に改め、同表百十三の四の項及び百十三の五の項中「総合特別区域法第四十三条第八項」を「構造改革特別区域法第十九条の二第八項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年九月一日から施行する。